

様式第1号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

輪島市長 坂口 茂 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 \_\_\_\_\_

【現在の住所】 \_\_\_\_\_

【現在の連絡先（TEL）】 \_\_\_\_\_（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 大正・昭和・平成 年 月 日生

【氏 名】 \_\_\_\_\_

1 被災日時 令和6年1月1日

2 災害名 ( 令和6年能登半島地震 )

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、  
半壊、準半壊

- 市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。
- 「資力に係る申出書」（様式第2号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位  
(※該当箇所に○をつけてください。)

- ・ 屋根
- ・ 柱
- ・ 床
- ・ 外壁
- ・ 基礎
- ・ 梁
- ・ ドア
- ・ 窓
- ・ サッシ
- ・ 上下水道の配管
- ・ ガスの配管
- ・ 給排気設備の配管
- ・ 電気・電話線・テレビ線の配線
- ・ トイレ
- ・ 浴室
- ・ その他 ( )

受付欄

市町にて受付日・受付番号を記載

## 資力に関する申出書

輪島市長 坂口 茂 様

私、\_\_\_\_\_は、（令和6年能登半島地震）のため、住家が半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

### 記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

#### （記入例）

- ・住宅ローン、教育ローン等を組んでおり、手持ちの現金もほとんど無いため、応急修理費用が工面できない。
- ・日常生活費や教育費等の支払いで余裕がないため、応急修理を実施する資力がない。
- ・年金収入のみのため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護費用などの出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

現在の住所

氏名

様式第2号

資力に関する申出書

輪島市長 坂口 茂 様

私、\_\_\_\_\_は、（令和6年能登半島地震）のため、住家が半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

現在の住所

氏名

様式第6号

請 書



- 1 件 名 : \_\_\_\_\_ 邸 応急修理業務
- 2 履行場所 : 輪島市 \_\_\_\_\_
- 3 履行期間 : 令和6年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から令和6年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日まで
- 4 契約金額 : 金 \_\_\_\_\_ 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証金 : 免除
- 6 請求条件 : 市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 契約金額の支払い :  
検査合格後適法な請求書を受理した日から30日以内
- 8 申込書受付番号 : 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_ 号

輪島市財務規則、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

輪島市長 坂 口 茂 様

受注者 : 住所

氏名

令和 年 月 日

## 応急修理完了報告書

輪島市長 坂口 茂 様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

2 被害を受けた住所の所在地

\_\_\_\_\_

3 受付番号

\_\_\_\_\_

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・ 修理見積書（写）
- ・ 修理写真（修理前、修理中、修理後）報告書

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告》

( 1 / )

	工事箇所 (記入例)	工事箇所
修理の説明	外観 (屋根損傷、2階傾き、建具の損傷、雨樋破損、外壁剥落等)	
修理前写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後写真	修理後写真	

《 邸 応急修理状況報告 》

( 2 / )

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

《 邸 応急修理状況報告 》

(      /      )

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

適宜、ページは増やしてください。

**住宅の被害状況に関する申出書**  
**(住宅の応急修理に関する参考資料)**

令和 年 月 日

輪島市長 宛

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

**1 応急修理対象箇所について**

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 \_\_\_\_\_

**2 床について** 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

**3 壁について** 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり+下地材+表面材（壁紙など）

② 柱・はり+仕上板（プリント合板・板など）

③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が地震により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

**4 屋根について** 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の瓦等の仕上げ材、下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

※受付後は最後に綴ってください。

受付番号	第	号
申込者		

## 「住宅の応急修理」申込チェックシート

### 【必要書類】

- 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。
- 申込書（※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていませんか？）
  - り災証明書（写し）
  - 修理前の被害状況が分かる写真**
  - 修理見積書（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
  - 資力に関する申出書  
→ 借家の場合  貸主の理由記入・署名・押印がありますか？
  - 住宅の被害状況に関する申出書

### 【対象者要件】

- 「被害の区分」はどれに該当しますか？（り災証明書を確認）
- 全壊             大規模半壊             中規模半壊
  - 半壊             準半壊
- 「賃貸型応急住宅」を利用する予定はありますか？
- 利用しない             申請している

-----

### 【修理見積書依頼状況】

- 依頼済・・・・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- 未依頼（修理業者の当てはある）
- 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名：

修理業者への応急修理の説明： 未            済  
（修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに）

工事完了：    済            、工事中：            頃に着工、    未定

受付担当者